株式会社ミロク情報サービス

会計事務所向けERPシステム

ACELINK NX-Pro®

中小企業向け業務パッケージ

ACELINK NX-CE®

減価償却（新リース会計）のご紹介



MJS公式キャラクター「ミロにゃん」

Agenda

目次

1.新リース会計基準 制度概要

2.対応シリーズ

3.システム概要

4.経過措置について

©2026 MIROKU JYOHO SERVICE CO., LTD. All rights reserved.

Section 1

新リース会計 制度の概要

©2026 MIROKU JYOHO SERVICE CO., LTD. All rights reserved.

NX-Pro	NX-CE
●	●

背景

- 新リース会計基準は、現行の「リース取引に関する会計基準」を改正するものとして、2024年9月に企業会計基準委員会(ASBJ)より公表されました。
- 国際財務報告基準(IFRS)と整合性を取ることを目的としており、現行の基準とは様々な変更点があります。
- この新リース会計基準は、2027年4月1日以降開始する事業年度から強制適用されることになりました。
- 多くの企業が適用対象となるため、会計処理の複雑化や財務指標への影響が懸念されています。
- リース会計基準とは何か、何が現行基準から改正されたのか、対象となる企業や企業への影響、対策方法について説明します。

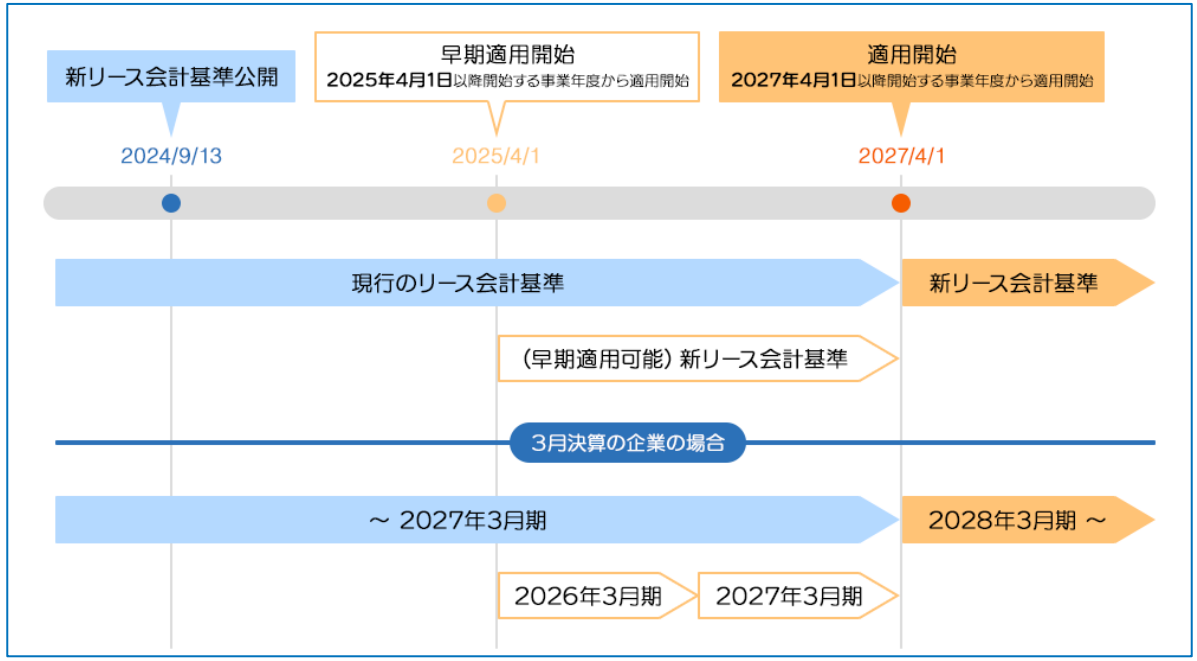

・ASBJより 企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」(以下、「新リース会計基準」という。)公表
・ASBJより 企業会計基準適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針」(以下、「新リース会計適用指針」という。)、「リースに関する会計基準の適用指針の設例」公表

©2026 MIROKU JYOHO SERVICE CO., LTD. All rights reserved.

NX-Pro	NX-CE
●	●

リース会計基準とは

- リース会計基準は、リース（取引）の定義を定め、その種類や会計処理を規定した会計基準です。
- 現行のリース会計基準では、リース取引をファイナンス・リースとオペレーティング・リースに区分して、それぞれの会計処理を定めています。
- ファイナンス・リースとは、リース期間中に契約を解除できないことと、借手がリース物件の取得価格や関連費用の概ね全額をリース料等として支払うことの両方を満たすリースを指します。一方、オペレーティング・リースとは、ファイナンス・リースに該当しないリース取引を指します。
- リース会計基準は、これらのリース取引の会計処理を行う上で指針となるルールになります。

■現行のリース会計基準によるリース取引の種類

種類		概　要
ファイナンス・リース	所有権移転	以下のすべてを満たすリース取引 ・リース期間中に契約を解除できない ・コストは借主がリース料等として概ね全額を負担する ・契約終了後に所有権が借手に移転する
	所有権移転外	以下のすべてを満たすリース取引 ・リース期間中に契約を解除できない ・コストは借主がリース料等として概ね全額を負担する ・契約終了後に所有権が借手に移転しない
オペレーティング・リース		・ファイナンス・リース以外のリース

©2026 MIROKU JYOHO SERVICE CO., LTD. All rights reserved.

NX-Pro	NX-CE
●	●

現行のリース会計基準との主な変更点①

■リースの定義と識別方法の見直し

- 新リース会計基準では、リースを「原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約又は契約の一部分」と定義しており、現行基準よりもリースの定義を広く定め、契約にリースが含まれるかどうかの判断を重視しています。
- その結果、契約書上で「リース」と記載がなくても改正後は「リースが含まれる」と判断される可能性があります。
- 従来はリース取引として認識されていなかったレンタル契約や不動産賃貸借契約も、新リース会計基準のもとではリースに該当する可能性があるため、既存の契約についても改めて確認が必要となります。

■借手側でのリース取引の区分廃止とオンバランス処理の原則化

- 現行のリース会計基準では、借手側と貸手側の両者について、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースという区分が設けられていましたが、新リース会計基準では、短期リースや少額リースといった限定的な例外を除き、借手側では2つの区分を廃止して、使用権資産とリース負債の財務諸表での両建て計上が求められることとなります。

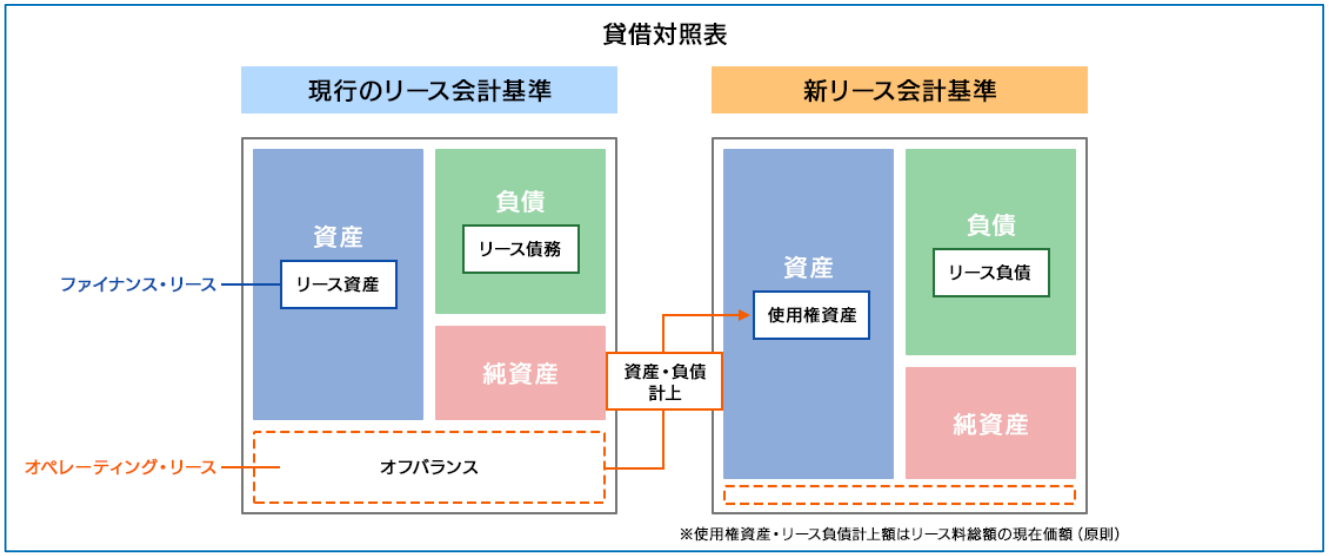

©2026 MIROKU JYOHO SERVICE CO., LTD. All rights reserved.

NX-Pro	NX-CE
●	●

現行のリース会計基準との主な変更点②

■借手側の財務報告における表示と開示の改正

- 新リース会計基準では、これまで単純な費用処理として販売費及び一般管理費に計上されていたオペレーティング・リース取引の支払リース料についても、ファイナンス・リース取引と同様に、使用権資産の減価償却費とリース負債に係る 利息費用として計上されることとなります。
- これにより、損益に影響が生じることとなるほか、貸借対照表の資産・負債が増加することになります。

©2026 MIROKU JYOHO SERVICE CO., LTD. All rights reserved.

NX-Pro	NX-CE
●	●

新リース会計基準の対象企業と影響①

■どのような企業が新リース会計基準の対象となるのか

新リース会計基準の強制適用の対象となる企業は、以下と想定されます

・上場会社など金融商品取引法が適用される会社とその子会社や関連会社

・会計監査人の設置義務のある会社

※上記にあてはまらない中小企業に関しては、任意適用となります。

種類	連結財務諸表	個別財務諸表
上場企業	日本基準 ※新リース会計基準を強制適用	日本基準 ※新リース会計基準を強制適用
	指定国際基準（IFRS）	
	修正国際基準（JMIS）	
	米国基準	
未上場企業 （大会社）	日本基準 ※新リース会計基準を強制適用（注1）	
未上場企業 （中小会社）	日本基準※任意適用	
	中小企業の会計に関する基準	
	中小企業の会計に関する基本要領	
	税法に基づく会計処理	

（注1）会社法上大会社には会計監査人による会計監査が義務付けられており、会計監査人により新リース会計基準の適用を求められることが想定されます。

（1）上場企業　　個別財務諸表で新リース会計基準の適用が強制されます。また、連結においても日本の会計基準に準拠して作成する場合には新リース会計基準の適用が強制されます。

（2）上場企業の子会社　　当該子会社が中小企業等である場合、現行のリース会計基準に準拠して個別財務諸表を作成することは可能ですが、親会社によって新リース会計基準への準拠を強制される可能性があります。

（3）未上場企業（大会社）　　会計監査人による監査義務があるため、事実上新リース会計基準に準拠することが強制されると考えられます。

（4）未上場企業（中小会社）　　中小企業の会計に関する基準等に準拠して会計処理を行うことで、現行のリース会計基準に準じて会計処理を行うことが可能です。

©2026 MIROKU JYOHO SERVICE CO., LTD. All rights reserved.

NX-Pro	NX-CE
●	●

新リース会計基準の対象企業と影響②

■企業にはどのような影響があるのか

リース会計基準の改正により企業が受ける影響として押さえておくべきポイントは以下の2点になります。

- **財務諸表と財務指標への影響**

  借手側の企業では、従来ではリースと判断されていなかった賃貸借契約などがリースとして認識され、これらすべてのリースがオンバランス（貸借対照表へ計上）されることにより、貸借対照表上の総資産額が増額する可能性があります。
  これにより、各企業の自己資本比率や総資産利益率（ROA）などの重要な財務指標の低下が危惧されています。

- **会計処理が複雑化し、経理業務の負担が増える**

  従来の処理に加え、オフバランスとなっていたオペレーティング・リースについても、ファイナンス・リースと同様に、契約時点での使用権資産とリース負債をオンバランス（貸借対照表へ計上）する必要が生じえます。

  そうしたオンバランス化により、使用権資産の減価償却費とリース負債に係る支払利息を区別して費用処理しなければなりません。

  リースの契約条件や期間や料金などに変更があった場合は、その都度リース負債の見直し（再計算）が必要となります。

  そのため、仕訳のパターンが従来よりも増えるなど、経理担当者等のリースに係る業務負担が増加する可能性が高くなります。

©2026 MIROKU JYOHO SERVICE CO., LTD. All rights reserved.

Section 2

対応シリーズ

©2026 MIROKU JYOHO SERVICE CO., LTD. All rights reserved.

NX-Pro	NX-CE
●	●

以下の製品について新リース会計基準への対応を予定しております。

リリース時期は以下のとおりです。
また「新リース会計基準影響額試算ツール」はGOODWILL PLUSサイト「新リース会計基準 information」やTVSサイト[ソフトウエア運用情報]の「新リース会計基準事前準備に関するお知らせ」からダウンロードできます。

対応シリーズ	対応システム	対応時期	備　考
ACELINK NX-Pro	減価償却	2027年3月	オフラインの対応を含みます。 ただし、法人税申告書 別表16(4)へ出力しない対応は2026年3月で対応します。
ACELINK NX-CE	減価償却	2027年3月	

※MJS税務DX／NX-Plus社会福祉法人減価償却については、新リース会計基準自体は対応せず税制改正のみ対応します。
（令和9年4月1日以降に取得するリースで「リース期間定額法」により減価償却を行う際に、取得価額から残価保証額を控除せず計算を行います。）

©2026 MIROKU JYOHO SERVICE CO., LTD. All rights reserved.

Section 3

システム概要

©2026 MIROKU JYOHO SERVICE CO., LTD. All rights reserved.

NX-Pro	NX-CE
●	●

減価償却【会社基本情報＞リース情報】

・「会計基準第34号適用区分」を追加します。
本区分を「適用する」に設定することで新リース会計基準に準じた会計処理ができるようになります。



※画面イメージは開発中につき、変更される場合があります。

©2026 MIROKU JYOHO SERVICE CO., LTD. All rights reserved.

NX-Pro	NX-CE
●	●

減価償却【会社基本情報＞運用情報】

・「経過リース期間定額法計算方法」を追加します。
経過リース期間定額法が適用されている場合、「税法上の計算のみ適用する」または「税法上・会計上の計算に適用する」を選択します。
※「税法上・会計上の計算に適用する」を選択した場合、経過リース期間定額法を会計上の計算にも適用することができます。
※「会計基準第34号適用区分」が「適用しない」の場合、経過リース期間定額法の計算は税法上・会計上の計算に適用されます。

・物件が登録されている場合でも「資産種類使用区分（リース資産勘定を使用する／各資産種類の勘定を使用する）」の設定を変更できるようにします。
現在、「リース資産勘定を使用する」に設定しているデータで、新リース会計基準適用後、使用権資産の帳簿価額について、対応する原資産を自ら所有していたと仮定した場合の表示科目ごとの金額を財務諸表に注記する場合は、「各資産種類の勘定を使用する」への設定変更をご検討ください。

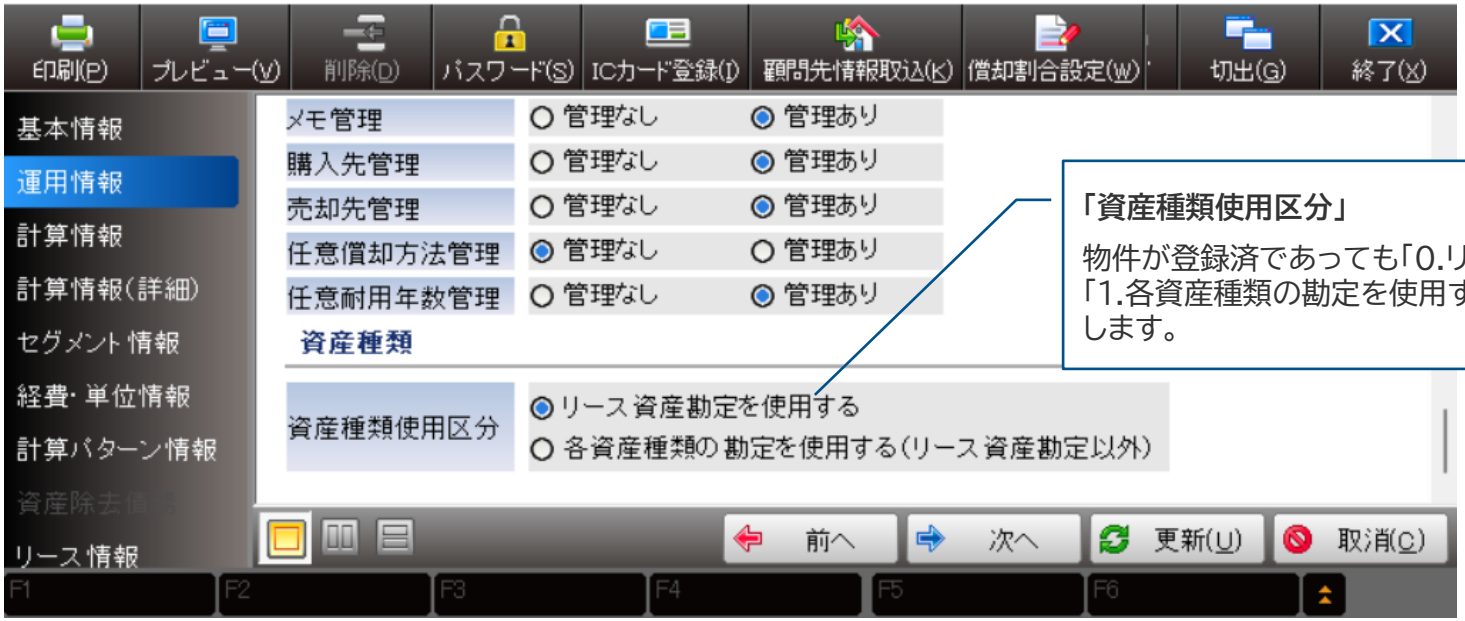

「資産種類使用区分」

物件が登録済であっても「0.リース資産勘定を使用する」「1.各資産種類の勘定を使用する」のいずれにも変更可とします。

※画面イメージは開発中につき、変更される場合があります。

©2026 MIROKU JYOHO SERVICE CO., LTD. All rights reserved.

NX-Pro	NX-CE
●	●

減価償却【資産種類】

・1～90までの資産種類範囲・資産種類コードを変更できるようにします。
　※91～99は固定コードとします。

・次の実在資産種類をシステムで初期設定します。
　80. 不動産リース（不動産リースの初期範囲は80～84とします）
　85. 借地権（借地権の初期範囲は85～89とします）
※すでに80～89が使用されている場合は、資産種類範囲・資産種類コードを変更後に登録をお願いいたします。

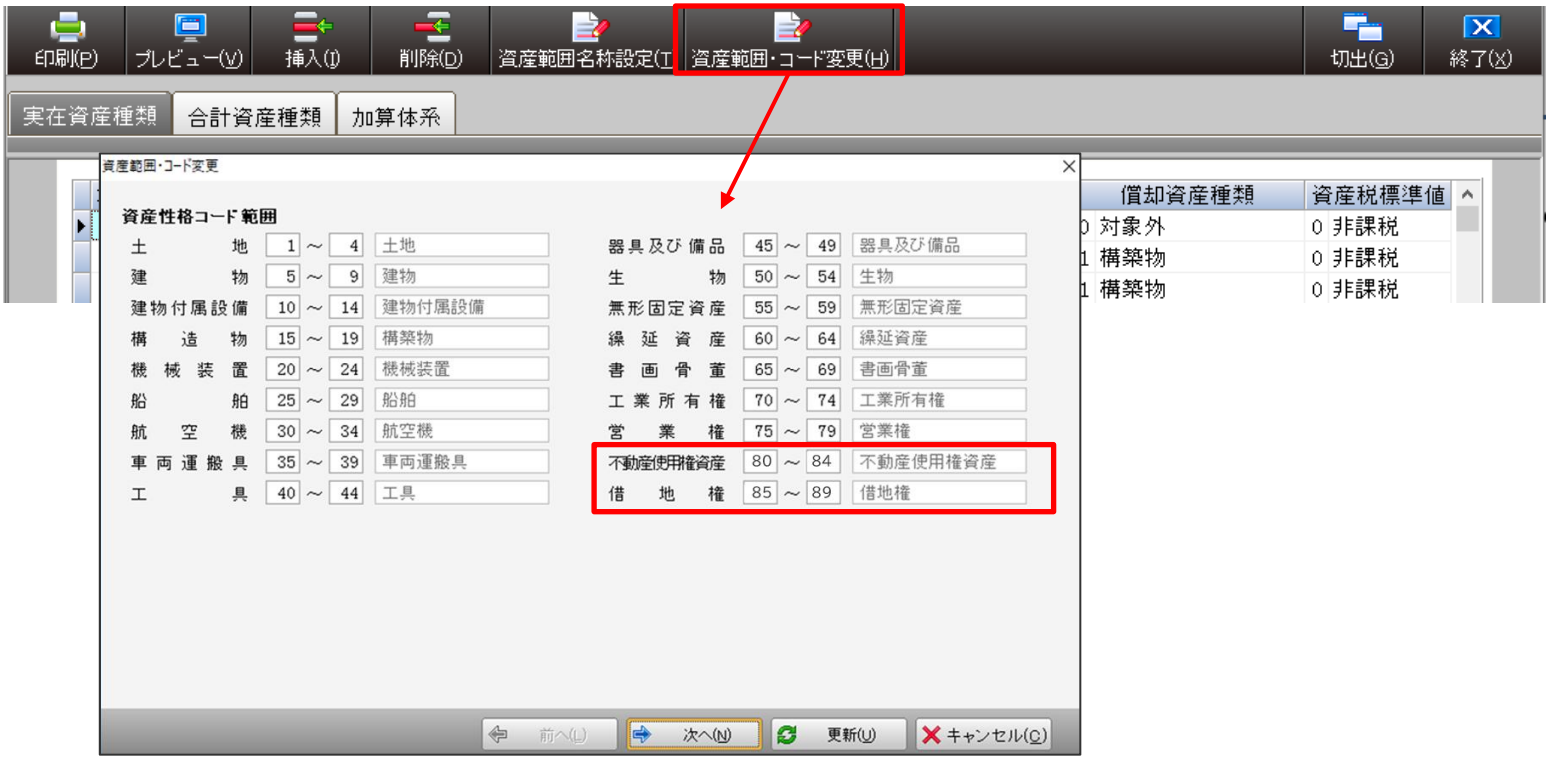

※画面イメージは開発中につき、変更される場合があります。

©2026 MIROKU JYOHO SERVICE CO., LTD. All rights reserved.

NX-Pro ● NX-CE ●

減価償却【物件登録】

【物件登録】

項　目	内　容
使用権資産	使用権資産の場合にチェックをつけます。
償却区分	償却区分に「7.オペレーティング・リース」を追加します。 税務上のオペレーティング・リース取引に該当する物件は、次のように登録していただくことになります。 使用権資産：チェックをつける 償却区分：「7.オペレーティング・リース」

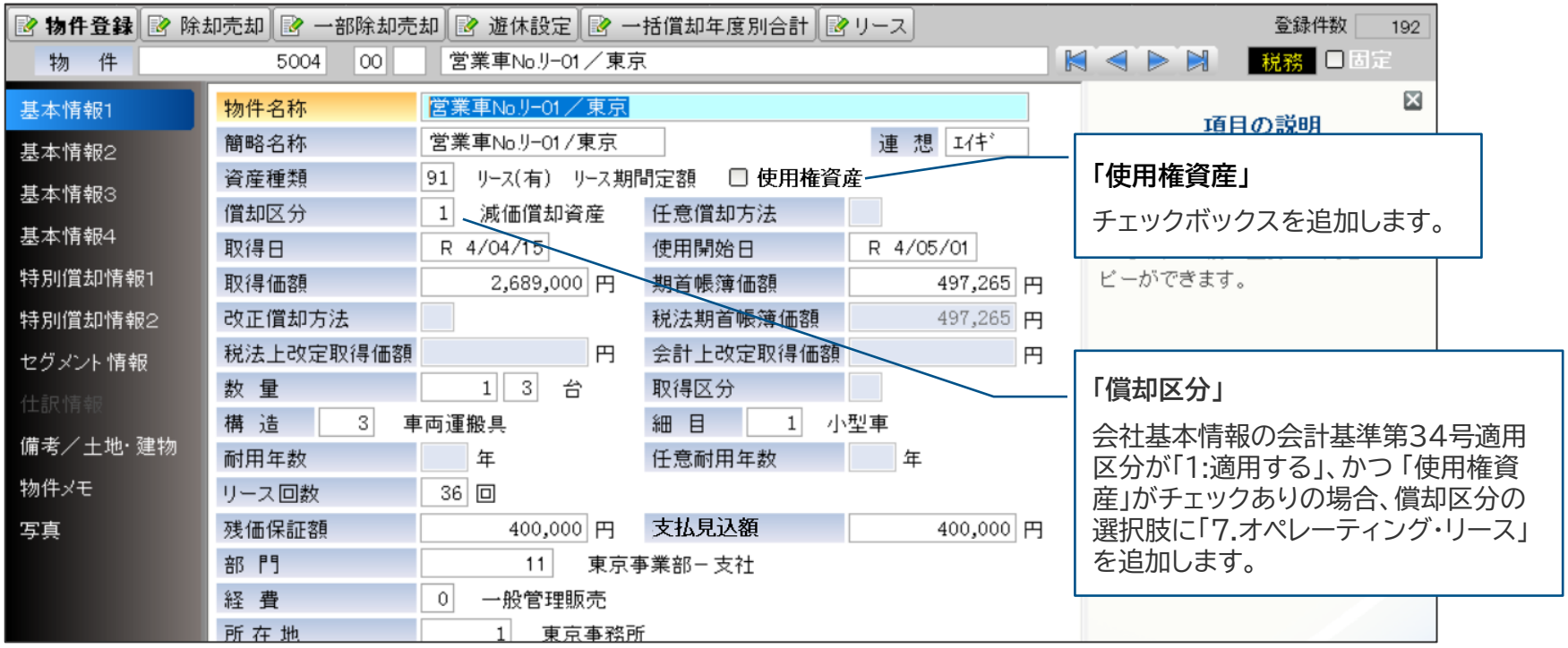

※画面イメージは開発中につき、変更される場合があります。

©2026 MIROKU JYOHO SERVICE CO., LTD. All rights reserved.

NX-Pro	NX-CE
●	●

リース管理オプション【物件登録(リース)】

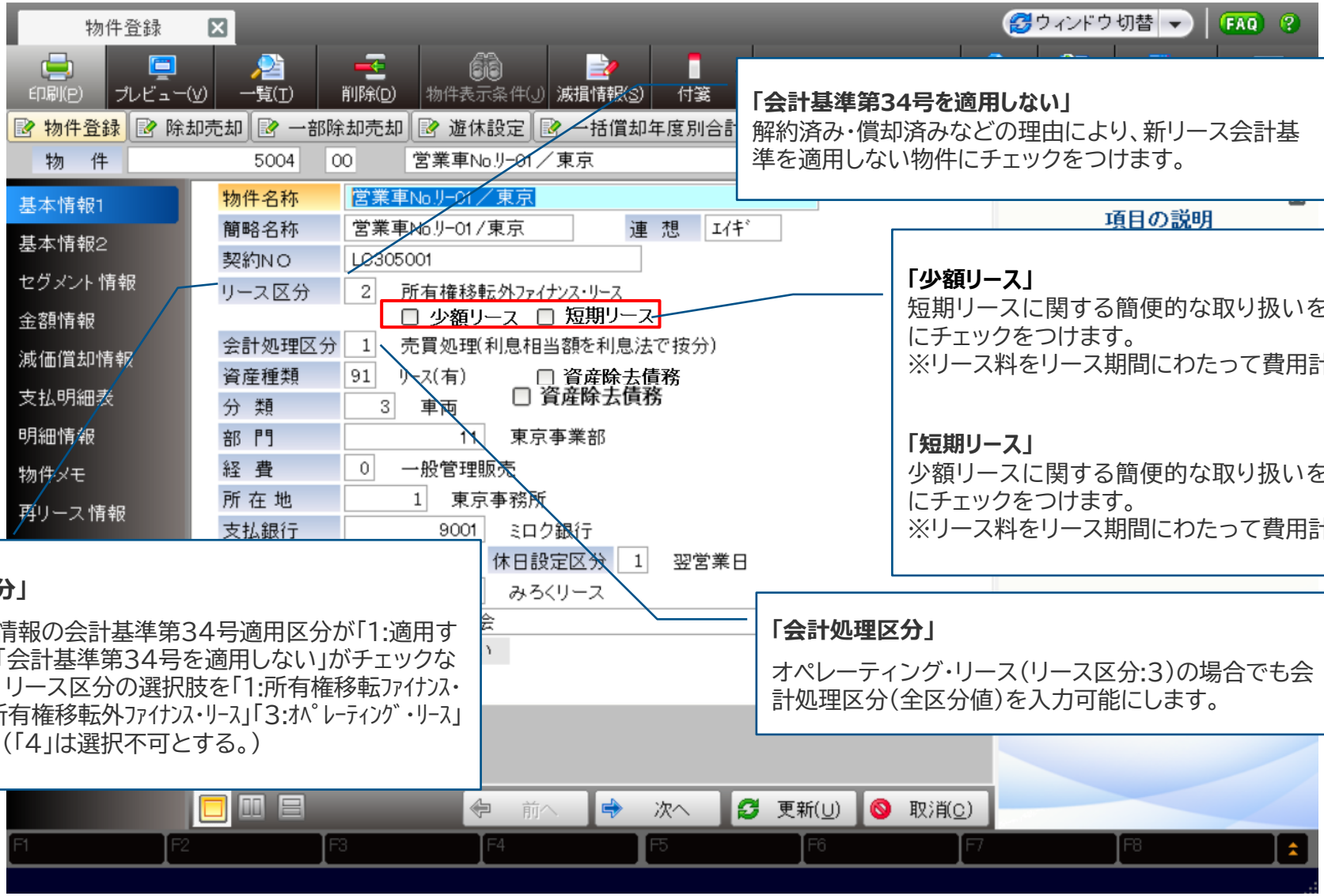

「会計基準第34号を適用しない」
解約済み・償却済みなどの理由により、新リース会計基準を適用しない物件にチェックをつけます。

「少額リース」
短期リースに関する簡便的な取り扱いを適用する物件にチェックをつけます。
※リース料をリース期間にわたって費用計上します。

「短期リース」
少額リースに関する簡便的な取り扱いを適用する物件にチェックをつけます。
※リース料をリース期間にわたって費用計上します。

「リース区分」
会社基本情報の会計基準第34号適用区分が「1:適用する」、かつ「会計基準第34号を適用しない」がチェックなしの場合、リース区分の選択肢を「1:所有権移転ﾌｧｲﾅﾝｽ・ﾘｰｽ」「2:所有権移転外ﾌｧｲﾅﾝｽ・ﾘｰｽ」「3:ｵﾍﾟﾚｰﾃｨﾝｸﾞ・ﾘｰｽ」にします。(「4」は選択不可とする。)

「会計処理区分」
オペレーティング・リース(リース区分:3)の場合でも会計処理区分(全区分値)を入力可能にします。

※画面イメージは開発中につき、変更される場合があります。

©2026 MIROKU JYOHO SERVICE CO., LTD. All rights reserved.

NX-Pro	NX-CE
●	●

リース管理オプション

【リース関係帳票】

・新リース会計基準適用後のリースに関する注記事項の参考資料となる管理表(注記確認表)の出力に対応します。

・新リース会計基準適用後、税務上のオペレーティング・リース取引に該当する物件では、費用として計上された金額と損金の額に算入される金額に差異が生じることがあります。
差異が生じた場合に申告調整を行う際の参考資料となる管理表(申告調整確認表)の出力に対応します。

【財務連動処理】

・新リース会計基準適用後、税務上のオペレーティング・リース取引に該当する物件も会計上は資産計上しますが、消費税については、これまで通り、リース料を支払うべき課税期間に分割控除します。
該当する物件の資産計上仕訳と消費税を分割控除する仕訳の起票に対応します。

©2026 MIROKU JYOHO SERVICE CO., LTD. All rights reserved.

Section 4

経過措置について

©2026 MIROKU JYOHO SERVICE CO., LTD. All rights reserved.

4.経過措置について

NX-Pro	NX-CE
●	●

新リース会計基準の適用初年度においては、原則として、新たな会計方針を過去の期間すべてに遡及適用することになります。

ただし、適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用することが認められています。また、当該期首残高から新たな会計方針を適用する場合、次の経過措置の適用が認められています。

(1)リースの識別

①現行リース会計基準を適用しているリース取引

新リース会計基準のリースの識別を行わずに新リース会計基準を適用することができます。

②現行リース会計基準を適用していないリース取引

適用初年度の期首時点で存在する事実及び状況に基づいてリースの識別を行うことができます。

©2026 MIROKU JYOHO SERVICE CO., LTD. All rights reserved.

NX-Pro	NX-CE
●	●

（2）適用初年度期首の帳簿価額

①ファイナンス・リース取引に分類しているリース

リース1件ごとに、適用初年度の前年度末日におけるリース資産及びリース債務の帳簿価額のそれぞれを適用初年度の期首における使用権資産及びリース負債の帳簿価額とすることができます。

このとき、リース資産及びリース債務の帳簿価額に残価保証額が含まれる場合、当該金額は、適用初年度の期首時点における残価保証に係る借手による支払見込額に修正します。

この金額は物件登録（リース）の「(残価)支払見込額」に登録していただくことになります。

また、支払利息の計算を簡便的な方法（いわゆる「利子込み法」または「利息定額法」）で行っていた場合、一定の要件のもと、継続適用することができます。

②オペレーティング・リース取引に分類しているリース及び新たに識別されたリース

新リース会計基準適用後は、次のとおり会計処理を行うことができます。

【リース負債】

適用初年度の期首時点における残りのリース料の現在価値で計上します。

【使用権資産】

次のいずれかで計上額を算定します。

・会計基準がリース開始日から適用されていたかのような帳簿価額
・上記リース負債と同額

オペレーティング・リース取引に分類しているリースについては、物件登録で登録内容の見直しを、新リース会計基準の適用により新たに識別されたリースについては、物件登録で新たに登録を行っていただくことになります。

©2026 MIROKU JYOHO SERVICE CO., LTD. All rights reserved.

株式会社ミロク情報サービス

※ ACELINK NX-Pro、ACELINK NX-CE、Galileopt DX、MJSLINK DX、iCompassNX、ACELINK NX記帳くん、かんたんクラウド、
Edge Tracker、AI仕訳、AI監査支援、MJS e-ドキュメントCloud、MJSマイナンバーは㈱ミロク情報サービスの商標または登録商標です。
※ Microsoft、Windows、Internet Explorer、Microsoft Azureは、米国 Microsoft Corporation の米国、日本およびその他の国における商標
または登録商標です。
※ 記載されている会社名、製品名は各社の商標または登録商標です。
※ 記載された内容および製品の仕様は予告なく変更することがあります。

2026.8



MJS公式キャラクター「ミロにゃん」